



16消安第2541号
平成16年6月23日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料用動物由来たん白質等の大臣確認に係る通知の改正等について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)(以下「成分規格等省令」という。)別表第1の1の(1)のケに規定する農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、同シに規定する確認済血粉等、同スに規定する確認済チキンミール等、同セに規定する確認済魚介類由来たん白質及び別表第1の4の(1)のウに規定する確認済動物性油脂の大臣確認の手続等については、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成13年10月15日付け13生畜第3896号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成13年11月1日付け13生畜第4224号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成15年6月30日付け15生畜第2138号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成16年2月26日付け15消安第6360号農林水産省消費・安全局長通知)及び「確認済飼料の製造工程の変更等に伴う手続について」(平成14年2月21日付け13生畜第6510号農林水産省生産局長・水産庁長官通知。以下「変更等手続通知」という。)により示しているところです。

現在までに制定されているこれらの通知について下記事項の整合性を図る等のため、別紙1から4までの新旧対照表のとおり改正し、これに伴い変更等手続通知を廃止するので、御了知されるとともに、貴管下関係者に対して周知方お願いします。

記

1 大臣確認の有効期間について

現在2年間となっている、確認済チキンミール等及び確認済魚介類由来たん白質についての確認書の有効期間の設定を廃止する（別紙2新旧対照表の別記様式第2号の備考及び別紙4新旧対照表の別記様式第2号の備考）。

なお、現に発出している確認書の有効期間は、いずれも原則として2年間であり、有効期間終了の際には、再度確認を受ける必要があるので留意するものとする。

2 輸入品の取扱いについて

ゼラチン及びコラーゲンの輸入品の取扱い規定の追加並びにチキンミール等の輸入品の取扱い規定のうち輸入品の証明書を添付する荷口単位の規定を追加するとともに、それぞれについて、販売荷口毎に、製造基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写しを添付することとする。（別紙1新旧対照表の第2の1（4）及び別紙2新旧対照表の第2の2）

3 手続及び様式について

大臣確認の申請の手続及び様式の規定について改正し、手続及び様式について通知間で統一する。（別紙1新旧対照表の第3、第4及び別記様式、別紙2新旧対照表の第3、第4及び別記様式、別紙3新旧対照表の第3及び別記様式並びに別紙4新旧対照表の別記様式第4号）

また、法令改正等により変更又は廃止されている事項に関する規定を削除する。（別紙1新旧対照表の第2の1（5）及び2）

一部改正又は廃止する通知

- (別紙 1) 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成 13 年 10 月 15 日付け 13 生畜第 389 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)
- (別紙 2) 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4224 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)
- (別紙 3) 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成 15 年 6 月 30 日付け 15 生畜第 2138 号生産局長・水産庁長官通知)
- (別紙 4) 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成 16 年 2 月 26 日付け 15 消安第 6360 号農林水産省消費・安全局長通知)
- (廃 止) 「確認済飼料の製造工程の変更等に伴う手続について」(平成 14 年 2 月 21 日付け 13 生畜第 6510 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)